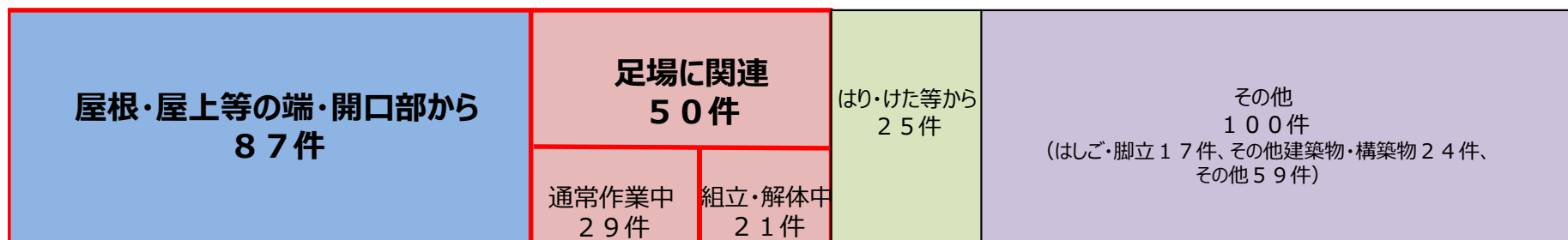


墜落・転落災害の種類別の発生件数を踏まえた対応の方向性  
平成27年・28年に発生した建設業の墜落災害（死亡災害262件）の内訳



災害発生件数の多い、

○屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害

○足場に関連する墜落災害

の防止対策を優先的に検討する。

## 1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害（87件）

課題：法令で規定された措置をはじめ、何ら墜落防止のための措置がなされていないケースが多い。  
(作業床の端における手すり等の設置・安全帯の使用、屋根上の踏み抜き防止 等)

### ●災害発生状況

#### ・法令違反があったもの74件（85%）

安衛則第519条（作業床の端の墜落防止措置）57件、第524条（スレート等の屋根上の危険防止）13件 等

#### ・安全帯の未使用87件（全件） ※法令違反の有無に関わらず

#### ・新築15件、改修39件、解体19件、その他14件・・・改修工事中の災害が多い。

↳ 屋根の補修、瓦の葺き替え、塗装、アンテナ取付け、太陽光パネル設置など

→ 考えられる対応策

- ① 墜落による災害防止に係る法令の遵守徹底・教育の実施
- ② 既存のマニュアル等の見直し、対策の普及

## 2. 設置されている足場での通常作業中の墜落（29件）

課題：災害発生箇所に手すり・中さん・作業床等がないケースが多い。現行法令の違反も多い。  
一側足場には、手すり・中さん・作業床の設置について本足場のような具体的な規定がない。

### ●災害発生状況

#### ・本足場・一側足場の通常作業時の墜落19件

このうち、手すり・中さんがないもの15件、作業床がないもの3件

このうち、安全帯の未使用19件

#### ・一側足場における通常作業時の墜落10件 このうち、手すり・中さんがないもの9件

→ 考えられる対応策

- ① 足場の安全点検の強化
- ② 設置する足場は原則本足場とする（一側足場は例外的な取扱いとする。）

## 3. 足場の組立・解体中の墜落（21件）

課題：組立・解体時における最上層の墜落防止措置が不十分であるケースが多い。

### ●災害発生状況

#### ・本足場の組立・解体中の災害10件（ただし1件は足場の崩壊によるもの）

最上層からの墜落8件（残り1件は最上層の1層下から墜落。）

足場の外側への墜落8件（残り1件は躯体側への墜落。）

※なお、このうち、2件は手すり先行工法を採用している現場において、手すりのない部分で災害が発生している。

→ 考えられる対応策

「手すり先行工法」の採用、ガイドラインに基づく墜落防止対策の徹底